

議案第22号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

それでは、議案第22号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、タブレットに配信されている資料により説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

まず、条例改正の背景について説明いたします。

令和4年6月17日、建築物の省エネ性能の向上によりカーボンニュートラルの実現に寄与することを目的として、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、これにより建築物省エネ法と併せて建築基準法が改正、2025年までにこれらの段階的な施行と関係省令等の改正が予定されています。

このことから、現段階で大津市手数料条例に関連する箇所について所要の改正を行うものです。

資料の3ページをご覧ください。

今回の手数料条例改正に係る改正法について説明いたします。

法改正の内容は、建築物省エネ法関係と建築基準法関係に大別されます。

建築物省エネ法につきましては、施行される内容が法令名称の変更のみですので、本手数料条例におきましても法令名称を変更するのみの改正を行います。

条例の施行日は、法令の施行日と同じく令和6年4月1日を予定しております。

また、建築基準法につきましては、大規模修繕・模様替えの際に基準を緩和する認定制度が新たに創設されましたことから、この新たな認定制度による申請手数料額を本手数料条例に追加し、併せて関連する箇所の条文の整理を行います。

こちらにつきましても、令和6年4月1日からの施行といたします。

資料の4ページをご覧ください。

次に、建築物省エネ法の改正に伴う条例の改正内容について説明いたします。

今回施行される建築物省エネ法の改正につきましては、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備についての事項が追加されたことから、法令の題名の「性能の向上」の後ろに「等」が加えられたものであります。

このことから、手数料条例の中の当該法令名が記載されているすべての箇所について、「等」の一文字を追加する改正を行います。

改正箇所は、資料下段に列記されている部分になりますが、手数料額についての変更はありません。

資料の5ページをご覧ください。

続きまして、建築基準法の改正に関する内容について詳細を説明いたします。

本年4月から施行される改正法は、建築物の省エネ性能向上のための改修工事等を円滑に進めることを目的としており、既存不適格建築物の敷地の前面道路に関する規定の一部が緩和されることとなります。

これまで、増改築を伴わない場合であっても一定規模以上の修繕・模様替え工事を行う際には建築基準法に基づく確認申請が必要となり、接道規定や道路内の建築制限規定に適合していない既存不適格建築物はこれらの規定が適用され、省エネ化に資する行為であっても確認処分ができず制限を受ける場合がありました。

今回の法改正では、省エネ化を目的とした改修工事であっても市街地環境への影響が増大しないとして大津市長が認定したものについては、接道規定や道路内の建築制限規定が適用されないこととなりました。

つきましては、この新たな認定制度が設けられたことにより、本条例に認定手数料を定め、併せて関連箇所の文言を修正する等の改正を行います。

新たな認定手数料は 27,000 円としており、これは他の認定制度に係る手数料と同額であり、また滋賀県内統一的な基準により算定した金額であります。

資料の6ページからは、条例の新旧対照表になります。

この2月通常会議におきまして、別表のうち他部局の所管部分である第16項が併せて削除され、以降に項ずれが生じることとなりますので、18項以降に記載のある建築物省エネ法の法令名称のすべてに「等」を加えるのと併せて項数字を修正いたします。

また、資料8ページになりますが、建築基準法に新たに定められた認定制度に係る手数料を第18項第59号として追加し、以下号数のずれを修正いたします。

説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。